

## 漁業関係法令違反に対する行政処分方針

漁業関係法令等（漁業法「昭和24年法律第267号」、瀬戸内海漁業取締規則「昭和26年農林省令第62号」、小型機船底びき網漁業取締規則「昭和27年農林省令第6号」、兵庫県漁業調整規則「昭和41年兵庫県規則第48号」（以下「規則」という。））に違反した者に対しては、規則に定めるもののほか、次に定めるところにより行政処分を行うものとする。

### 第1 停泊処分等

#### (1) 停泊処分

##### ① 停泊処分の日数

規則第47条第1項前段及び規則49条第1項に基づく停泊処分（以下、「停泊処分」という。）の日数は、15日以内とする。

##### ② 累次の違反に対する停泊処分の加重

停泊処分を受けた者がその原因となった違反から3年以内に、同一漁業について再び新たな停泊処分の原因となる違反をした場合は、停泊処分の日数に15日以内の日数を加重する。

ただし、加重後の日数が40日を超えるときは、40日とする。

##### ③ 悪質な違反に対する停泊処分の加重

次のいずれかに該当する場合は、停泊処分の日数に10日を加重する。

ただし、加重後の日数が40日を超えるときは、40日とする。

ア 許可番号、登録番号等の全部又は一部を偽称し、若しくは隠蔽し、又は故意に表示しない行為があった場合。

イ 船舶が漁業監督吏員の停船命令にもかかわらず逃走し、又は旋回を繰り返した場合

ウ 操業区域を甚だしく逸脱した場合

エ ロープ流し等取締りに対し妨害行為のあった場合

オ その他悪質と認められる場合

##### ④ 停泊処分の軽減

違反が初回であつてかつ軽微な場合など、特に酌量すべき情状が認められる場合には、停泊処分を軽減することができる。

##### ⑤ 停泊処分の命令に違反した者の処分

停泊処分の命令に従わなかった場合は、その従わなかった日数に次表の命令違反回数に応じた日数を加算し、改めて停泊処分を行う。

ただし、加重後の日数が40日を超えるときは、40日とする。

命令違反回数	初 回	2回以上
加算日数	10 日	15 日

#### (2) 船長等の乗組み禁止処分

規則第48条の規定に基づく、船長等の乗組みを禁止する期間は、(1)の規定を準用する。

#### (3) 無許可船に対する漁具又は漁ろう装置の陸揚げ命令等の処分

##### ① 陸揚げ命令等の期間

規則第50条の規定に基づく、無許可船舶に対する漁具又は漁ろう装置その他の設備の陸揚げ及び封印の処分の期間は、1年以内とする。

##### ② 封印処分

封印の処分は、陸揚げの処分にかかる漁具又は漁ろう装置その他の設備が、他の船舶の操業に使用される恐れがあると認められる場合に行う。

#### (4) 前3項に掲げる処分（以下、「停泊処分等」という。）について、二個以上の違反に対する処分は、次のとおりとする。

- ① 一個の行為が二個以上の違反に該当し、又は違反の手段若しくは結果である行為が他の違反に該当する場合は、その違反のうち最も多い処分日数により処分を行う。
- ② 二個以上の行為がそれぞれ独立した違反に該当するときは、当該違反のそれぞれの処分日数を合わせた日数とする。

(5) 停泊処分等の始期及び終期等

- ① 停泊処分等の始期及び終期  
原則として、停泊処分等の始期は初日の午前9時、終期は最終日の午後5時とする。
- ② 停泊場所の指定  
停泊処分を履行させる停泊場所は、原則として当該違反船舶の根拠地港とする。  
ただし、必要と認められる場合は、停泊場所を別に指定することができる。

## 第2 漁業許可の取消処分

(1) 規則第32条第2項に基づく取消処分

第3に定める処分回数が3回となった者が、最後の停泊処分等の原因となった違反から3年以内に新たな停泊処分等の原因となる違反をした場合、当該漁業許可の取消処分を行う。

(2) 規則第32条第3項に基づく取消処分

第3に定める処分回数のうち無許可操業にかかるものが3回となった者が、最後の停泊処分等の原因となった違反から3年以内に新たな無許可操業にかかる停泊処分等の原因となる違反をした場合、その者にかかる全部の許可について取消処分を行う。

(3) 規則第30条に基づく取消処分

前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、規則第30条に基づき取消処分を行う。

- ① 漁業監督公務員に対し暴行又は脅迫等の行為のあった場合
- ② 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠くと認められる場合

## 第3 処分回数

(1) 当該停泊処分等の原因である違反のあった日前5年以内に行われた同一漁業について同一漁業者に対して行った処分回数（第1(1)の⑤の規定により改めて行われた停泊処分を含む。）を通算する。

ただし、最後に停泊処分等を受けた日から起算して3年を経過する日までに、新たな停泊処分等の原因となる違反がなかった場合には、当該停泊処分等より前の停泊処分等の回数は、処分回数から除く。

(2) 違反に係る船舶の滅失、譲渡その他の理由により、事実上停泊処分を行うことができなかった違反があった場合、当該違反は、処分回数に通算する。

(3) 停泊処分等と併せて行った場合の処分回数は、1回として扱う。

(4) 規則第28条第1項第1号、規則第29条第1項及び漁業の許可の有効期間満了後における規則第8条により改めて漁業の許可を受けた者が、経営実態等から従前に漁業の許可を受けていた者と同一であると認められる場合は、前3項を適用し、処分回数を通算する。

( 附 則 )

- 1 この方針は、平成26年7月16日（以下、「施行日」という。）から施行する。
- 2 平成10年4月1日施行の漁業関係法令違反に対する行政処分方針は、施行日後廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前において漁業関係法令に違反した船舶に対する行政処分は、なお従前の例による。
- 4 この方針の施行前によってした処分は、この方針の施行後の規定によってしたものとみなす。

( 附 則 )

- 1 この方針は、平成26年12月22日から施行する。